





NPO法人ケアセンター八王子：活動報告

平成16年11月11日(福祉限定)許可申請

	<p>福祉限定タクシーの許可（4条許可）を受けた事業所が訪問介護事業所の訪問介護員等が自家用有償旅客運送を行う（80条許可）が可能になった。</p> <p>NPO法人等の福祉有償運送の許可には地域の運営協議会の合意が得られないと活動が進まない等の問題が発生していた。運営協議会開催要望等に取組む。</p>
---	---

平成18年9月16日 地域の移動サービスの普及啓発


	<p>八王子市市民活動支援センター主催「アクティブ市民塾」でタクシードライバーからNPO法人化・福祉有償運送の立ち上げ」題して講演しました。当日、テレメディアで放映されました。</p> <p>その他 市民活動支援センター（市民活動入門講座）移送サービスの立ち上げ等の普及啓発を行う。</p>
---	---

	 <p>八王子市協働推進課主催：北野台自治会員に地域（セカンド・ライフを楽しもう）で自らの地域で自家用運送の取り組みの必要性等の普及啓発を行う。</p>
--	--

平成15年より市民活動協議会（いちよう祭り：わくわく広場）協賛団体として参加：普及啓発

	 <p>※消防署員のADEの実践（使用方法）大変好評でした。</p> <p>※電動車いすによる安全運転講習を行う。</p>
---	---

平成18年10月1日 道路運送法改正：「福祉有償運転者講習等」

	<p>道路運送改正で安全確保の取り組みが必須と明記され、白ナンバーで自家用有償運送の許可等が法制化され、運転者の条件として「認定講習等」の受講の義務化になった。当法人は（国土交通大臣：認定取得）として活動しています。現在関東近県から（700名）受講されています。</p>
---	---

「私たちと作りだしませんか、セカンドライフを楽しもう！」
「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」ユニバーサル・福祉交通」

NPO法人ケアセンター八王子

◆ 私たちがつくりだした「運営協議会」・「福祉有償運送」平成19年10月14日(日)

- 多摩広域運営協議会の設置
八王子市が初回協議会の担当団体
取組に一定の評価と成果が顕著。
- 現在担当窓口で申請団体の受付・
相談業務を行っています。

- 八王子市民活動協議会「啓発部会」
の勉強会から福祉移送サービスの
NPO法人八王子移動サービス
ハチネットが誕生しました。
革新的な取組が注目されました。

◆ 道路運送法一部改正(平成18年10月1日)

- 改正による自家用自動車の有償運送
 1. コミュニティバス、乗合タクシー等の普及促進。
 2. 市町村バスやNPOによるボランティア有償運送の制度化。
 3. 自家用自動車の有償運送の登録制。

◆ 安全の確保・利用者利便の確保

- 国土交通省 公示
 1. 運転者の認定講習の義務化。
 - ※ 当法人は国土交通省大臣認定講習団体です。
 - ※ 講習の講師を募集しております。
 2. 使用車両の任意保険加入の義務化。

◆ 課題 素晴らしい八王子の福祉交通政策を

「一緒にいかしませんか」

- 市町村運営有償運送
 1. 町会地域等において当該の住民に対する旅客輸送を市町村自ら行う輸送。
 2. 町会地域等においてNPO等が営利とは認められない範囲の輸送サービス。
 3. NPO等の福祉有償運送サービス

- **町会地域等の輸送は私たちで・・・**
コミュニティバス、乗合タクシー、市町村バスやNPOによるボランティア有償運送などの新たな輸送サービスを地域の多様なニーズに的確に対応するシステムを作り上げませんか？
- **団塊世代の人達には豊かな知識と能力と技術があります。**

◆ 提言

- 仮称(福祉交通サポートセンター)
地域の関係団体・住民等の相談窓口
情報交換・法令等の啓蒙・啓発
行政との連携(申請等の相談)
- 配車センターの設置
国の補助により配車センター設置等の検討会(勉強会)開催。

◆ 協働

- 地域公共団体との協働
 1. 町内会等の地域住民、NPO等交通関係団体等と検討会の開催
「行政」地域公共交通会議との協働
 2. 高齢者・障害者等と団塊世代の人達が地域活動に参加し成果を実感できるよう「行政」との協働